

北上ケーブルテレビ株式会社約款

北上ケーブルテレビ株式会社（以下「KCTV」という。）と、KCTV が行う業務の提供をうける者（以下「加入者」という。）の間に結ばれる契約じゃ、次の条項によるものとします。

（KCTV の行う業務）

第1条 KCTV は業務区域以内の加入者に対し、次の業務を提供します。

- (1) 自主放送と再送信を優先により放送する業務。
- (2) 前号の規定に付帯する業務。

（加入契約）

第2条 加入契約は加入者引込線 1 回線ごとに行います。但し、引込線 1 回線により複数世帯、複数企業が参加する場合には、契約の単位を各世帯及び各企業ごととします。

- 2 引込線 1 回線から複数の世帯または企業が入居する建物の各入居者に分配する場合には、別途建物代表者と一括供給契約を締結するものとします。ただし、契約の内容については別途締結する契約を優先するものとします。
- 3 加入者はあらかじめこの約款を承認のうえ、別に定める様式の加入契約申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入提出し、KCTV が受理したとき加入契約は成立します。

（加入金）

第3条 KCTV から業務の提供を受けようとする場合は、次により加入金を支払うものとします。

- (1) 加入者 1 世帯若しくは 1 棟につき、31,500 円（消費税込み、うち消費税額 1,500 円）とします。
- (2) 加入金は、申込書を提出するとき全額支払うものとします。但し、分割払いを希望する場合は、別に定める基準によります。

（セットトップボックス及びホームターミナルの貸与）

第4条 セットトップボックス（以下「STB」という。）及びホームターミナルは、1 契約あたり 1 台を貸与します。

- 2 加入者は、STB の追加契約を申し込むことができます。この場合、1 の追加契約あたり、STB1 台を貸与します。
- 3 加入者は、標準 STB に替えて高機能 STB への変更を申し込むことができます。この場合、1 の変更契約あたり高機能 STB1 台を貸与します。また、料金表に定める追加利用料を支払うものとします。
- 4 STB の最低利用期間は 6 ヶ月とします。最低利用期間内に KCTV の業務提供の停止及び加入契約の解除があった場合は、加入者は満たない期間の利用料を支払うものとします。
- 5 加入者が故意又は過失により STB 及びホームターミナルを破損、紛失等した場合は、その損害分を KCTV に支払うものとします。

北上ケーブルテレビ株式会社約款

(リモートコントローラー)

第5条 STB 及びホームターミナルを操作するリモートコントローラーは消耗品とし、加入者の必要に応じて、KCTV より購入するものとします。

(B-CAS カード)

第6条 KCTV は加入者に対し、STB1 台につき B-CAS カード 1 枚を貸与します。

- 2 B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- 3 B-CAS カードを破損、紛失等した場合は、加入者が再発行に要する費用を負担するものとします。

(C-CAS カード)

第7条 KCTV は加入者に対し、STB1 台につき C-CAS カード 1 枚を貸与します。

- 2 C-CAS カードは KCTV に帰属するものとし、KCTV 以外によるデータの追加、変更、改ざん等を禁止します。
- 3 C-CAS カードを破損、紛失した場合は、加入者が再発行に要する費用を負担するものとします。

(基本利用料)

第8条 加入者が、KCTV からの業務の提供を受けて支払う基本利用料は、料金表に定めるところによります。

- 2 ホテル、旅館、寮等の利用料については別に定める基準によります。
- 3 当月分の利用料について、当月初めに金融機関の加入者口座から自動振替により支払うものとします。
- 4 基本利用料には、NHK 受信料及びオプションチャンネルの利用料は含みません。

(付加サービス利用料)

第9条 基本料に含まれないオプションチャンネルやその他の付加サービスを受ける加入者は、第8条に規定する利用料に加えて、別途料金表に定める特別料金を支払うものとします。

(加入金・利用料等の改訂)

第10条 加入者は、社会情勢の急激な変化、物価の変動、設備の更新、その他の事情により KCTV が加入金、利用料及びその他の費用を改訂した場合、改訂された金額を支払うものとします。

北上ケーブルテレビ株式会社約款

(遅延金)

第11条 加入者が利用料の支払いを期日より遅延した場合は、1ヵ月2.5%の遅延金を支払期日の翌日から支払日までの日数について支払うものとします。

(設置場所の無償使用)

第12条 KCTVは施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

- 2 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

(施設の設置及び費用の負担等)

第13条 KCTVの業務に必要な施設の設置工事並びに保守はKCTV及びその指定する業者が行います。

- 2 KCTVの幹線の引込端子から保安器又は映像用回線終端装置(以下「V-ONU」という。)までの施設は、KCTVが所有し、維持管理します。
- 3 加入者は、KCTVの幹線の引込端子から保安器又はV-ONUまでの設置に要する工事費用を負担するものとします。自立柱の建柱、地下埋設等を必要とする場合も、加入者がその費用を負担するものとします。
- 4 保安器又はV-ONUから受信機までの配線等施設の設置に要する費用は、加入者が負担しこれを所有します。

(KCTVの保守責任及び免責事項)

第14条 KCTVの保守責任範囲は、保安器又はV-ONUの出力端子までとします。

- 2 保安器又はV-ONUの出力端子以降の施設及び受信機等に起因する事故が生じた場合があっても、KCTVはその責任を負わないものとします。但し、KCTVが貸与しているSTB及びホームターミナルについては、KCTVの責任とします。
- 3 加入者は、KCTV又はKCTVの指定する業者が設備の検査、点検、修理等を行うため、加入者の敷地、屋敷、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。
- 4 KCTVは、次の各号に起因する損害については、賠償責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、暴動、その他不可抗力による場合。
 - (2) KCTVの行う業務が正常に伝送されていたにもかかわらず、KCTVの責に帰さない理由で伝送路に送信されない場合
 - (3) KCTVのケーブルは、電力柱、NTT柱に共架又は添架し伝送していますので、ケーブルが切断される等故障、事故が発生し、伝送の中止、休止することがありますが、これによる逸失利益及び復旧等に要する費用。
 - (4) 放送衛星、通信衛星の機能停止により、受信できない場合。

北上ケーブルテレビ株式会社約款

(故障)

- 第15条** KCTVは加入者からKCTVの提供する業務の受信に異常の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が保安器又はV-ONUの出力端子以降の施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。
- 2 加入者は故意又は過失により、KCTVの施設に損傷又は故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

(一時停止・再開)

- 第16条** 加入者は、KCTVの業務の提供の一時停止を要する場合は、1ヵ月前までに文書で申し出るものとします。但し、停止期間は最長1年間とします。
- 2 一時停止の場合、KCTVは業務提供の停止をするとともに、貸与した、STB、B-CASカード、C-CASカード及びホームターミナルを撤去、回収します。また、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は無料とします。
- 3 加入者は、業務提供の再開を希望する場合は、KCTVに文書で申し出るとともに、再開に必要な費用をKCTVに支払うものとします。

(放送内容の変更)

- 第17条** KCTVは、放送内容を予告なしに変更する場合があります、それに伴う損害賠償に応じないものとします。

(設置場所の変更)

- 第18条** 加入者が転居、新築、増改築等により受信設備の移転を伴う場合は、KCTVの業務区域内に限り、その回数に関係なく契約の継続を認めますが、引込及び宅内工事に要する経費はすべて加入者負担によるものとします。
- 2 加入者が加入金の納入を要しない賃貸住宅等に入居し、KCTVから業務の提供を受けていて退去する場合、前項の規定は適用しないものとします。

(名義変更)

- 第19条** 次の場合には、KCTVの承認を得て加入者の名義を変更することができるものとしますが、名義変更しようとする新加入者は、KCTVの定める届書により手続きをするものとします。
- (1) 相続の場合。
- (2) 新加入者が加入の契約に定める旧加入者の受信設備に設置場所又は変更後の設置場所において、KCTVの業務提供を受けることについての旧加入者の権利及び業務を継承する場合。

北上ケーブルテレビ株式会社約款

- 2 前項の規定による名義変更をする新加入者は、別に定める名義変更手数料を KCTV に支払うものとします。

(加入者の禁止事項等)

- 第20条** 加入者は、KCTV に無断で施設を改変し、増設工事を行い又は施設に加入者に受信設備以外の施設を相互に接続して、KCTV が業務を提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用についてさかのぼり違約金を支払わなければならないものとします。
- 2 無断で改変し又は増設した設備については、KCTV の指定業者により改めて適切な工事を行い、これに要した費用は加入者が負担し、契約等手続きを行った後でなければ利用できないものとします。

(加入者の業務違反により停止及び解除)

- 第21条** 加入者が利用料金等の支払いを2ヵ月以上遅延し、本契約約款に違反する行為があった場合には、KCTV の業務提供の停止及び加入契約の解除ができるものとします。この場合、受信設備の撤去及び加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、加入者負担とするものとします。
- 2 前項により加入契約が解除された場合、加入金、諸手数料、工事費等は一切返却しないものとします。

(加入契約の解約)

- 第22条** 加入者が加入契約を解約しようとする場合には、解約を希望する1ヵ月前までに KCTV にその旨を申し出るものとします。
- 2 KCTV が貸与している STB、B-CAS カード、C-CAS カード及びホームターミナルは、解約時に返却するものとします。
 - 3 解約の場合、KCTV の施設を撤去します。なお、撤去に要する費用は加入者が負担するものとします。
 - 4 既に支払われた加入金について業務提供後1年以内はその2分の1、2年以内は4分の3を差引いた残額を返却し、2年を超えた場合は返却しないものとします。
 - 5 諸手数料及び経過した利用料については、返却しないものとします。

(約款の変更)

- 第23条** この約款の内容は、総務大臣に届け出たうえで変更することがあります。

(約款に定めない事項等)

- 第24条** この約款に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、KCTV と加入者は、互いに誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

北上ケーブルテレビ株式会社約款

附則

- 1 この約款は昭和 61 年 8 月 1 日より施行します。

附則

- 1 この約款は平成 4 年 4 月 1 日より施行します。
- 2 この約款による改正前の規定に基づいてした行為は、改正後の約款の相当する規定によってしたものとします。

附則

- 1 この約款は平成 9 年 4 月 1 日より施行します。

附則

- 1 この約款は平成 20 年 2 月 1 日より施行します。

附則

- 1 この約款は平成 23 年 4 月 1 日より施行します。